参考資料２

こどもまんなか
こども家庭庁

こども
まんなか

関係データ集

こども家庭庁支援局家庭福祉課

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
１　世帯数	１１９．５万世帯（１２３．２万世帯）	１４．９万世帯（１８．７万世帯）
２　ひとり親世帯になった理由	離婚　７９．５％（７９．５％） ［７９．６％］ 死別　５．３％（　８．０％） ［　５．３％］	離婚　６９．７％（７５．６％） ［７０．３％］ 死別　２１．３％（１９．０％） ［２１．１％］
３　就業状況	８６．３％（８１．８％） ［８６．３％］	８８．１％（８５．４％） ［８８．２％］
就業者のうち　正規の職員・従業員	４８．８％（４４．２％） ［４９．０％］	６９．９％（６８．２％） ［７０．５％］
うち　自営業	５．０％（　３．４％） ［　４．８％］	１４．８％（１８．２％） ［１４．５％］
うち　パート・アルバイト等	３８．８％（４３．８％） ［３８．７％］	４．９％（　６．４％） ［　４．６％］
４　平均年間収入 ［母又は父自身の収］	２７２万円（２４３万円） ［２７３万円］	５１８万円（４２０万円） ［５１４万円］
５　平均年間就労収入 ［母又は父自身の就労収入］	２３６万円（２００万円） ［２３６万円］	４９６万円（３９８万円） ［４９２万円］
６　平均年間収入 ［同居親族を含む世帯全員の収入］	３７３万円（３４８万円） ［３７５万円］	６０６万円（５７３万円）
	［３７５万円］	［６０５万円］

※令和３年度　全国ひとり親世帯等調査より
※令和３年度の調査結果は推計値であり、前回（平成２８年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。
※（　　）内の値は、前回（平成２８年度）調査結果を表している。（平成２８年度調査は熊本県を除いたものである）
※［　　］内の値は、令和３年度の調査結果の実数値を表している。
※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和２年の１年間の収入。
※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

母子家庭と父子家庭の現状

○母子のみにより構成される母子世帯数は約77万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
（令和３年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約120万世帯、父子世帯数は約15万世帯
（令和３年度全国ひとり親世帯等調査）

○児童扶養手当受給者数は約79.0（確定値）万人（令和５年度末時点、福祉行政報告例）

○母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母10.8%、死別5.3%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が69.7%と最も多く、次いで死別が21.3%となっている。
※昭和58年では母子世帯、父子世帯ともに離婚約５割、死別約４割

○離婚件数は約18.4万件（令和５年人口動態統計（確定数））
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約9.4万件で、全体の51.4%となっている。

○離婚率（人口千対）は1.52(令和５年人口動態統計（確定数）)。韓国2.1(2020年）、アメリカ2.3（2020年）、フランス1.9（2016年）、ドイツ1.7（2020年）、スウェーデン2.5（2020年）、イギリス1.7（2020年）より低く、イタリア1.1（2020年）よりは高い水準（OECD Family database）。

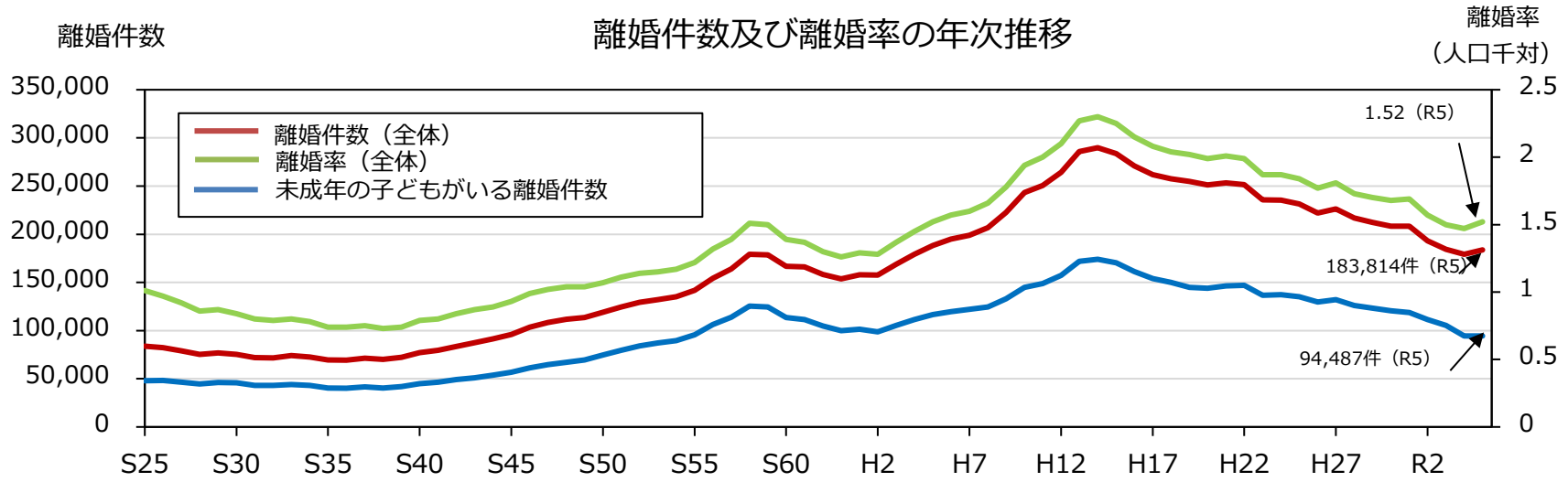

※未成年の子どもがいる離婚件数は、R4年3月までは、20歳未満の未婚の子、R4年４月以降は18歳未満の子をいう。

【就労の状況】（令和３年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の86.3%、父子家庭の88.1%が就労

（海外のひとり親家庭の就業率）※０～14歳のこどもがいるひとり親の就業率（アメリカは０～17歳のこども）

アメリカ（70.5%）、イギリス（68.1%）、フランス（68.5%）、イタリア（64.7%）、オランダ（73.0%）、ドイツ（72.7%）、ＯＥＣＤ平均（72.4%）（各国の最新の数値平均）

（出典）OECD Family database ” Patterns of employment and the distribution of working hours for single parents”より（イギリスは2019年、その他は2021年の数値）

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は48.8%、「パート・アルバイト等」は38.8%

就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は69.9%、「パート・アルバイト等」は4.9%

【収入の状況】（令和３年度全国ひとり親世帯等調査）

○母子家庭の母自身の平均年収は272万円（うち就労収入は236万円）

父子家庭の父自身の平均年収は518万円（うち就労収入は496万円）

○生活保護を受給している母子世帯は9.3%、父子世帯は5.1%

【ひとり親世帯（※）**の貧困率】**※大人が一人で子どもがいる現役世帯　（2022年国民生活基礎調査）

○こどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率は44.5%（※新基準）

（海外のひとり親世帯（※）の相対的貧困率）

アメリカ（49.6%）（2022）、イギリス（26.7%）(2021)、フランス（31.2%）(2021)、イタリア（33.4%）(2021)、オランダ（25.2%）(2022)、ドイツ（29.1%）(2020)、ＯＥＣＤ平均（29.3%）(各国の最新の数値平均。2021）

（出典）OECD Family database “Child poverty” より

※　貧困率は、算定の基礎となる所得に、保育の拡充など現物で支給される支援策が反映されない点や、統計の取り方の違いによりその水準が大きく変わる点に留意が必要

【養育費と親子交流の状況】（令和３年度全国ひとり親世帯等調査）

	（離婚母子家庭）	（離婚父子家庭）
・養育費の取り決めをしている　：	46.7%	28.3%
・養育費を現在も受給している　：	28.1%	8.7%
・親子交流の取り決めをしている：	30.3%	31.4%
・親子交流を現在も行っている　：	30.2%	48.0%

母子家庭の就業状況

○　母子家庭の86.3%が就業。「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」が38.8%（「派遣社員」を含むと42.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
○　より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。

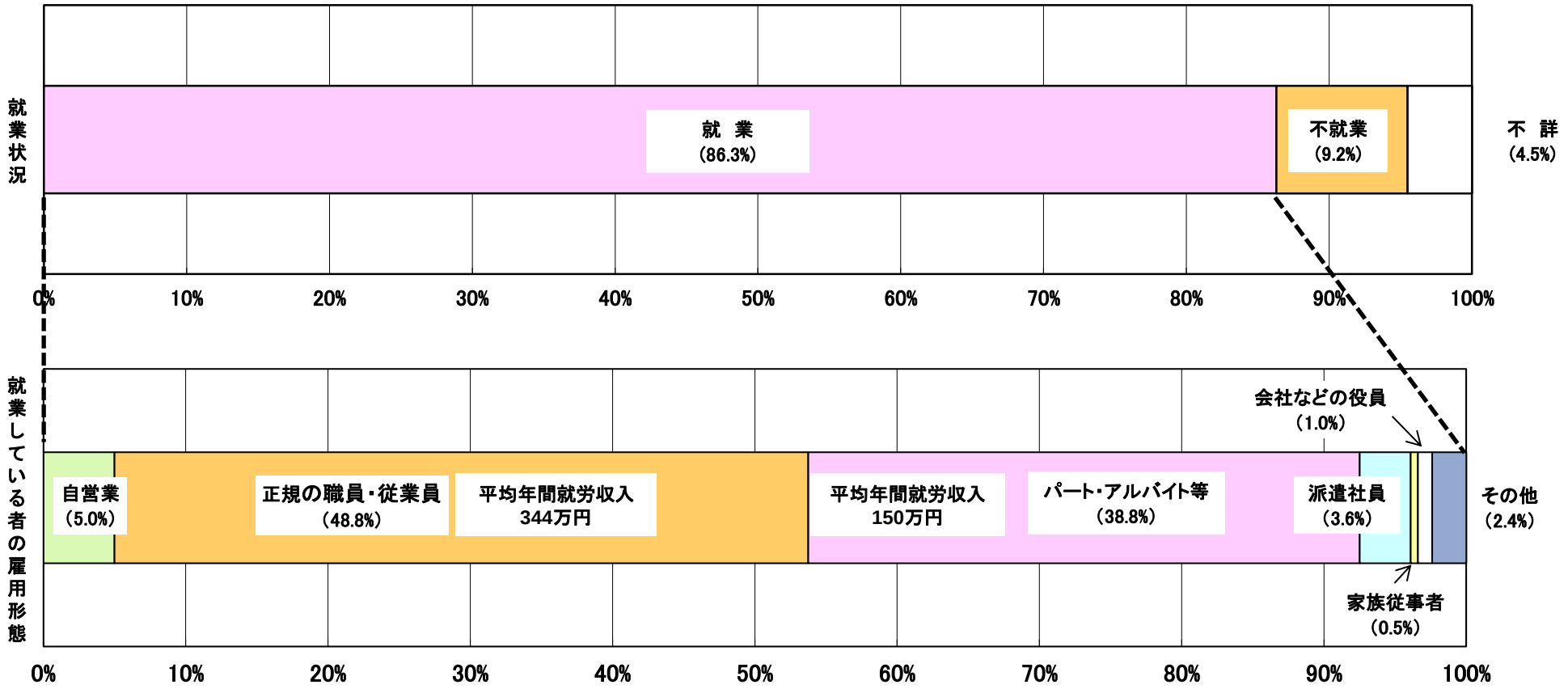

（出典）令和3年度全国ひとり親世帯等調査

（参考）非正規の職員・従業員（15歳～64歳）の割合
男女計　32.7%
男　　16.7%
女　　50.8%
※　非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
（出典）労働力調査（基本集計）　2021年（令和3年）平均結果

父子家庭の就業状況

○　父子家庭の88.1%が就業。「正規の職員・従業員」が69.9%、「自営業」が14.8%、「パート・アルバイト等」が4.9%。
○　父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。

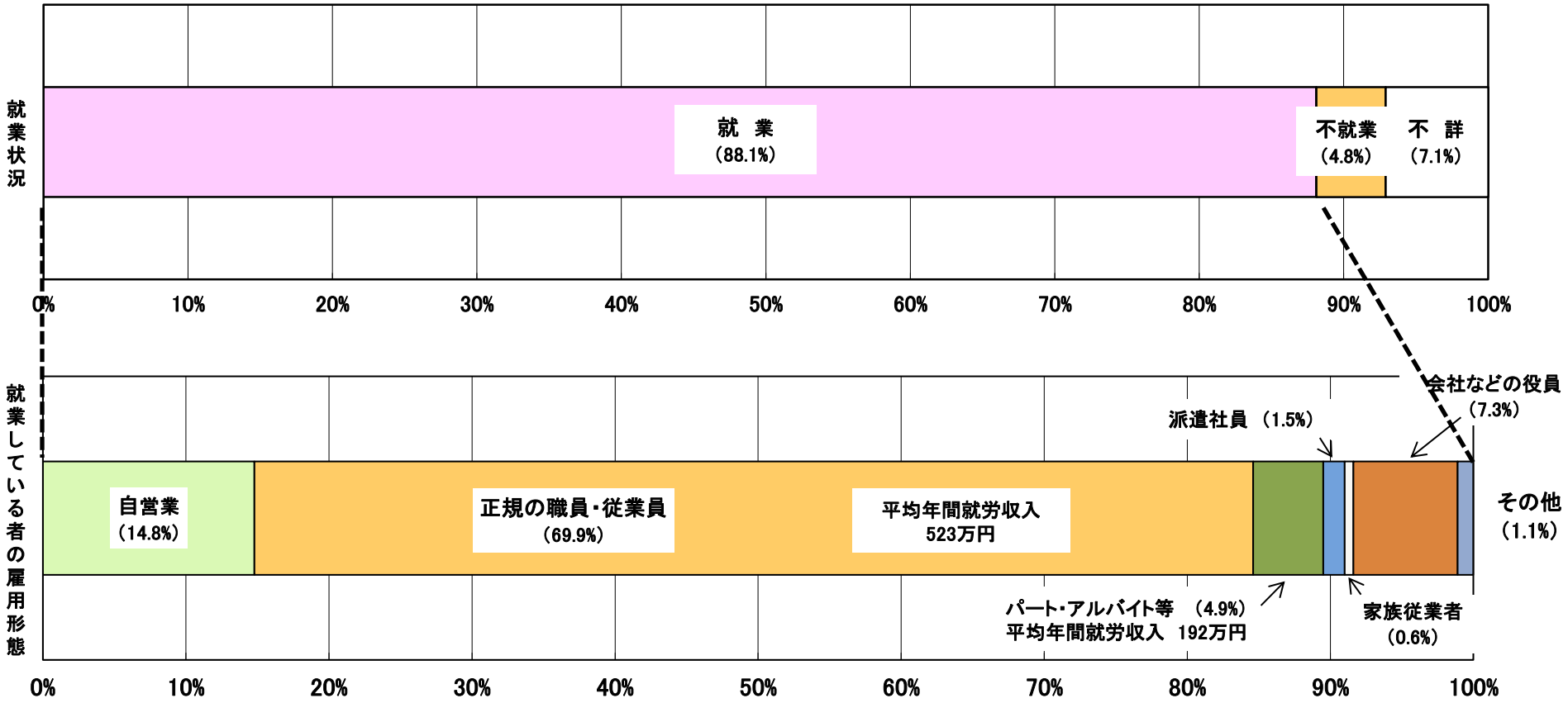

(出典)令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(参考)非正規の職員・従業員(15歳～64歳)の割合
男女計　32.7%
男　　16.7%
女　　50.8%
※　非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
(出典)労働力調査(基本集計)　2021年(令和3年)平均結果

母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

○ 母子家庭になる前の不就業は20.1%、調査時点では9.2%であり、10.9ポイント減。
○ 母子家庭になる前の正規は35.2%、調査時点では48.8%であり、13.6ポイント増。
○ 母子家庭になる前の非正規は53.7%、調査時点では42.4%であり、11.3ポイント減。

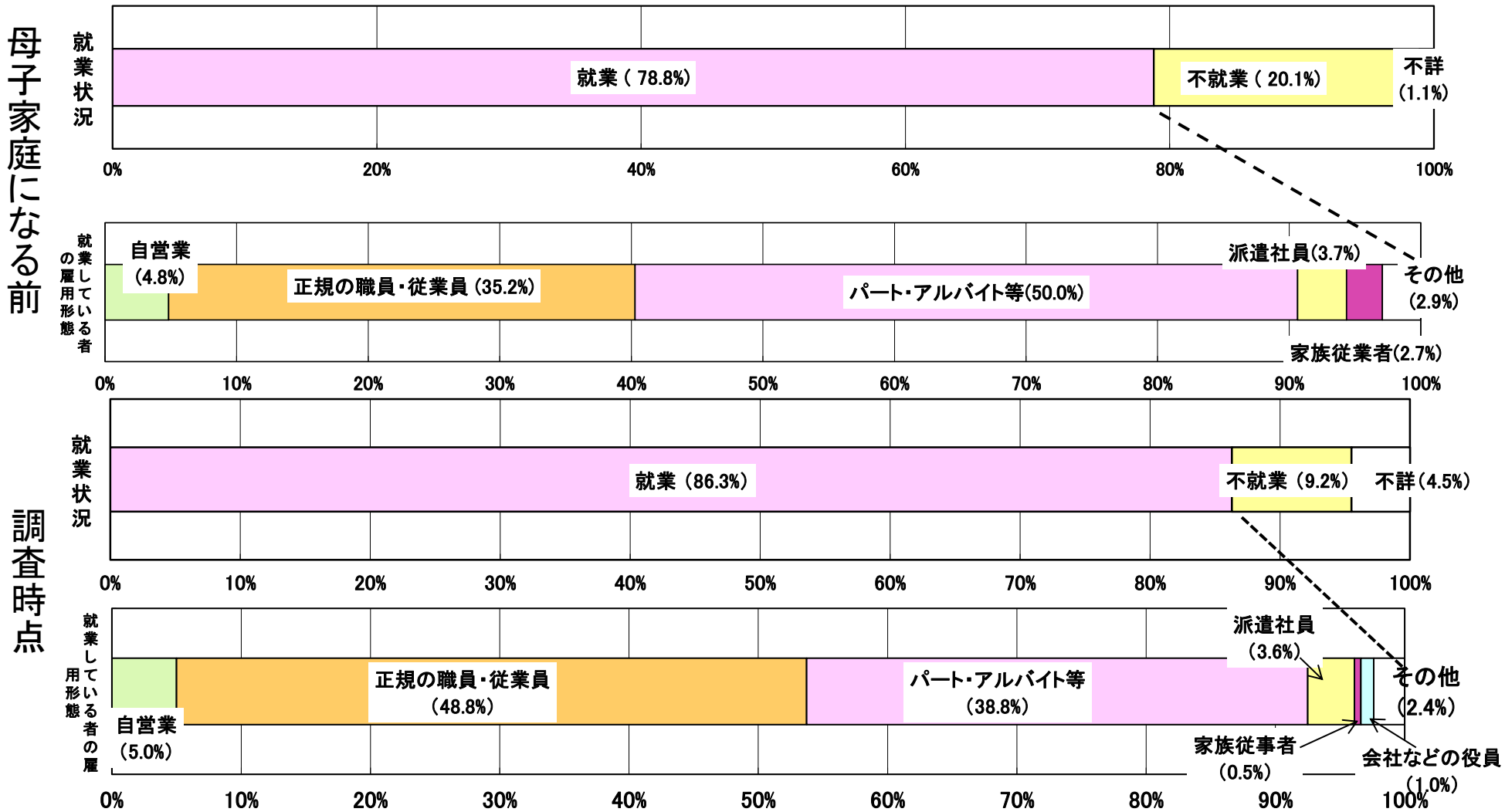

（出典）令和3年度全国ひとり親世帯等調査

母子家庭の現状（所得状況）

○ 母子世帯の総所得は年間328．2万円。「児童のいる世帯」の42%に留まる。（2022年国民生活基礎調査）
○ その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の37%に留まる。
（参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は44．5%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別１世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総 所 得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
	１世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
	１世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

42%　37%

（出典）2022年国民生活基礎調査（2021年の所得状況）
※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親の年間就労収入の構成割合の推移

○　母子世帯と父子世帯ともに、年間就労収入が300万円以上の世帯が増加傾向にある。

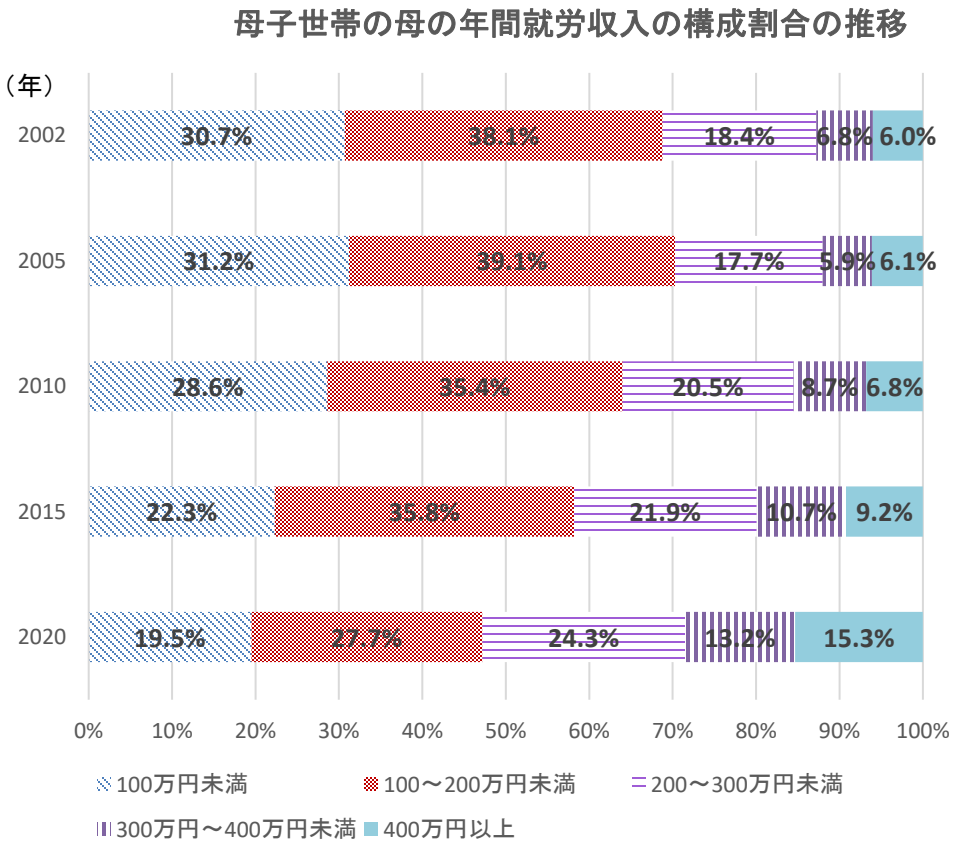

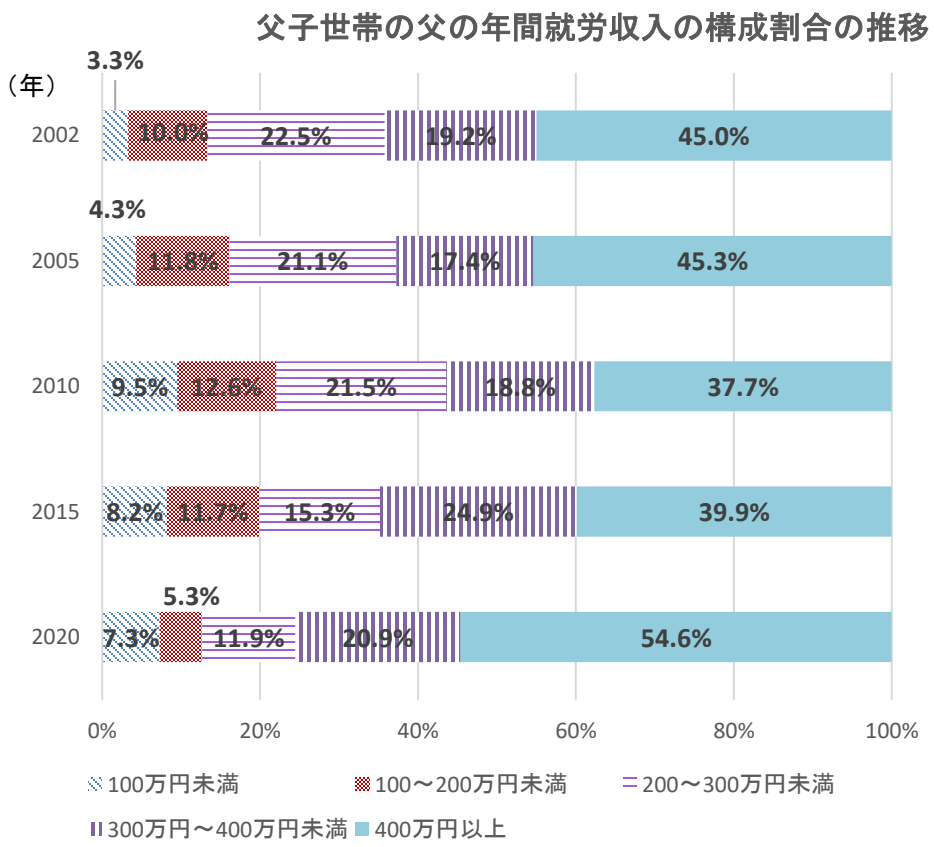

（注1）　各年の数値は、全国ひとり親世帯等調査（2010年までは全国母子世帯等調査）の結果（調査年の前年の所得）に基づくもの。
（注2）　各年の数値は基本的に実数値であるが、2002年の数値は推計値であるため、その他の調査との比較には留意が必要。

ひとり親の学歴の状況①（最終学歴）

【母子世帯の母の最終学歴】

	令和3年	平成28年
中学校	11.0%	11.5%
高校	40.7%	44.8%
高等専門学校	5.1%	4.9%
短大	13.7%	14.2%
大学・大学院	12.6%	9.1%
専修学校・各種学校	16.2%	14.7%

【父子世帯の父の最終学歴】

	令和3年	平成28年
中学校	12.9%	13.2%
高校	41.5%	48.8%
高等専門学校	5.7%	3.6%
短大	1.9%	1.8%
大学・大学院	26.4%	19.4%
専修学校・各種学校	11.3%	12.1%

（出典）全国ひとり親世帯等調査

ひとり親の学歴の状況②（最終学歴別の平均年間就労収入）

【母子世帯の母の最終学歴別の前年の平均年間就労収入】

	令和3年	平成28年
中学校	130万円	117万円
高校	191万円	171万円
高等専門学校	258万円	254万円
短大	259万円	205万円
大学・大学院	383万円	303万円
専修学校・各種学校	254万円	257万円

【父子世帯の父の最終学歴別の前年の平均年間就労収入】

	令和3年	平成28年
中学校	349万円	237万円
高校	408万円	357万円
高等専門学校	504万円	449万円
短大	411万円	205万円
大学・大学院	678万円	506万円
専修学校・各種学校	473万円	379万円

（出典）全国ひとり親世帯等調査（各調査年の前年の所得）

こどもの貧困率の推移

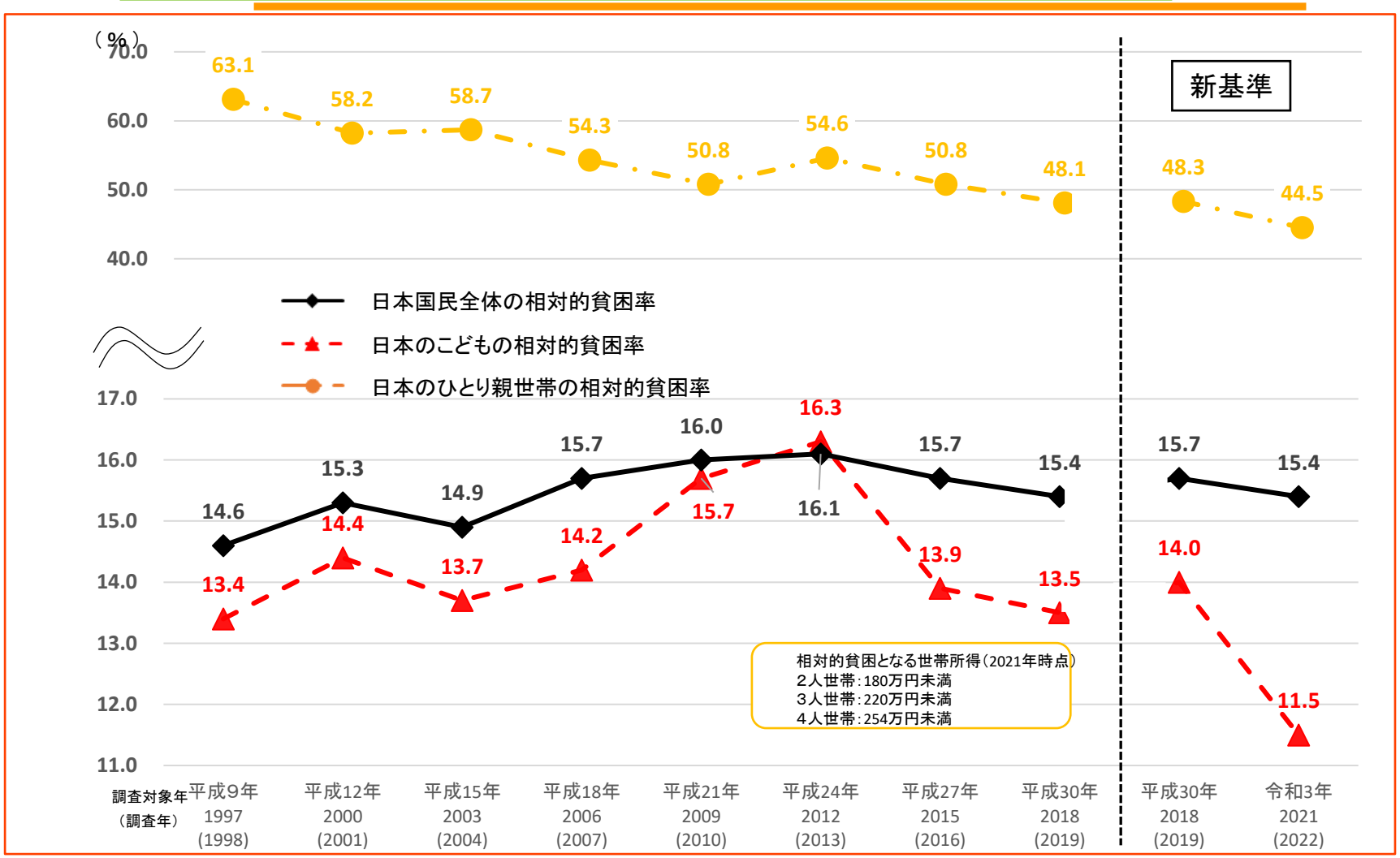

※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
※相対的貧困率とは、等価可処分所得（※1）の貧困線（※2）に満たない人の割合をいう。
→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。
（※1）世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割った金額。
（※2）等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位（中央値）の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。
※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

（出所）国民生活基礎調査（厚生労働省）

貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
						計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	3.8	1	フィンランド	3.2	1	フィンランド	10.2	1	フィンランド	2.1
2	チェコ	6.4	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	デンマーク	11.9	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	スロベニア	5.2	3	アイスランド	4.5	3	スロベニア	16.3	3	デンマーク	3.4
4	ハンガリー	6.7	4	ハンガリー	5.2	4	スロベニア	4.6	4	リトアニア	18.4	4	ノルウェー	3.6
5	フィンランド	6.7	5	アイスランド	5.4	5	ハンガリー	4.7	5	アイスランド	18.9	5	ハンガリー	3.7
6	オランダ	7.4	6	ノルウェー	7.0	6	ノルウェー	5.8	6	ハンガリー	19.2	6	スロベニア	4.1
7	スロベニア	7.7	7	ベルギー	7.9	7	ベルギー	6.6	7	アイルランド	21.3	7	スウェーデン	4.5
8	ベルギー	7.8	8	エストニア	8.0	8	ポーランド	6.8	8	ノルウェー	22.2	8	ベルギー	4.7
9	スロバキア	7.9	9	ポーランド	8.3	9	スウェーデン	6.9	9	ポーランド	22.4	9	チェコ	5.4
10	ノルウェー	8.0	10	チェコ	8.4	10	チェコ	7.1	10	スウェーデン	23.8	10	オランダ	5.4
11	スウェーデン	8.4	11	スウェーデン	8.5	11	エストニア	7.3	11	ラトビア	24.5	11	エストニア	5.5
12	フランス	8.5	12	アイルランド	9.5	12	オランダ	7.6	12	オランダ	25.2	12	ラトビア	5.9
13	ポーランド	8.8	13	韓国	9.5	13	アイルランド	7.8	13	ポルトガル	26.0	13	アイルランド	6.3
14	ルクセンブルク	9.6	14	カナダ	9.5	14	ラトビア	7.9	14	イギリス	26.7	14	ポーランド	6.6
15	アイルランド	9.7	15	オランダ	9.6	15	カナダ	8.2	15	ベルギー	27.1	15	カナダ	6.6
16	オーストリア	9.8	16	ラトビア	9.6	16	韓国	8.6	16	エストニア	27.4	16	ドイツ	6.8
17	スイス	9.9	17	リトアニア	9.9	17	リトアニア	9.0	17	オーストリア	28.4	17	フランス	7.1
18	ポルトガル	9.9	18	ドイツ	10.6	18	ドイツ	9.1	18	ルクセンブルク	29.0	18	リトアニア	7.6
19	カナダ	10.5	19	スイス	10.8	19	ポルトガル	9.9	19	チェコ	29.0	19	韓国	8.0
20	ドイツ	11.6	20	日本	11.5	20	フランス	10.1	20	ドイツ	29.1	20	イギリス	8.3
21	ギリシャ	11.7	21	オーストリア	11.9	21	日本	10.5	21	トルコ	29.4	21	日本	8.6
22	イギリス	11.7	22	フランス	11.9	22	オーストリア	10.6	22	韓国	29.6	22	ポルトガル	8.7
23	ニュージーランド	12.4	23	ポルトガル	12.0	23	イギリス	10.7	23	フランス	31.2	23	オーストラリア	9.3
24	オーストラリア	12.6	24	イギリス	12.7	24	スロバキア	11.1	24	イスラエル	31.8	24	オーストリア	9.6
25	イタリア	12.8	25	ルクセンブルク	13.2	25	オーストラリア	11.8	25	イタリア	33.4	25	ニュージーランド	9.8
26	リトアニア	13.6	26	オーストラリア	13.3	26	ルクセンブルク	11.8	26	カナダ	33.6	26	ルクセンブルク	10.2
27	トルコ	14.0	27	ギリシャ	13.9	27	ニュージーランド	12.7	27	メキシコ	33.9	27	スロバキア	10.6
28	スペイン	14.4	28	スロバキア	14.4	28	ギリシャ	13.2	28	ギリシャ	34.1	28	イタリア	12.7
29	韓国	14.9	29	ニュージーランド	14.8	29	イタリア	14.4	29	オーストラリア	35.7	29	ギリシャ	12.7
30	メキシコ	15.0	30	イタリア	15.7	30	メキシコ	16.7	30	スロバキア	36.2	30	アメリカ	14.7
31	日本	15.4	31	メキシコ	19.1	31	アメリカ	18.2	31	ニュージーランド	38.5	31	メキシコ	15.5
32	ラトビア	16.0	32	スペイン	20.5	32	イスラエル	18.4	32	チリ	38.6	32	チリ	16.3
33	チリ	16.3	33	チリ	20.5	33	チリ	18.4	33	スペイン	44.2	33	スペイン	17.2
34	エストニア	16.5	34	イスラエル	20.6	34	スペイン	18.5	34	日本	44.5	34	イスラエル	17.8
35	イスラエル	17.8	35	アメリカ	20.8	35	トルコ	18.6	35	アメリカ	49.6	35	トルコ	18.4
36	アメリカ	18.1	36	トルコ	22.6	36	コスタリカ	24.6	36	コスタリカ	52.4	36	コスタリカ	21.5
37	コスタリカ	21.2	37	コスタリカ	29.6	ー	コロンビア	ー	ー	コロンビア	ー	ー	コロンビア	ー
ー	コロンビア	ー	ー	コロンビア	ー	ー	スイス	ー	ー	スイス	ー	ー	スイス	ー
OECD平均		11.4	OECD平均		12.2	OECD平均		10.6	OECD平均		29.3	OECD平均		8.9

（注1）出典はOECD Family Database “Child poverty”。いずれも2024年3月12日閲覧。
（注2）「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。コスタリカは2023年、チリ、フィンランド、韓国、ラトビア、オランダ、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカは2022年、オーストラリア、ドイツ、スイスは2020年、デンマークは2019年、アイスランドは2017年、それ以外の国は2021年の数値。コロンビア、スイスは数値なし。
（注3）各項目のOECD平均は、「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」は37か国、「こどもがいる世帯の貧困率」は36か国の単純平均。

養育費と親子交流の状況
（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）

養育費	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	**46.7%**（42.9%）	**28.3%**（20.8%）
現在も受給している（※３）	**28.1%**（24.3%）	**8.7%**（3.2%）

養育費の取り決めをしている世帯でみると、「現在も受給している」は、母子世帯で57.7%（53.3%）、父子世帯で25.9%(15.6%)である。

親子交流	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	**30.3%**（24.1%）	**31.4%**（27.3%）
現在も行っている（※３）	**30.2%**（29.8%）	**48.0%**（45.5%）

※１　令和３年度の調査結果は推計値であり、平成２８年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。
※２　（　　）内の値は、前回(平成２８年度)調査結果を表している。（平成２８年度調査は熊本県を除いたものである）
※３　取り決めの有無にかかわらない。

（参考）養育費受領率の推移

	2003 年	2006 年	2011 年	2016 年	2021 年
総数	17.7%	19.0%	19.7%	24.3%	28.1%
うち、養育費の取り決めをしている世帯	―	―	50.4%	53.3%	57.7%

（備考）１．2011 年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、2016 年及び 2021 年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。

２．養育費受領率は、母子世帯の値。

３．2021 年の養育費受領率は実数値。

４．養育費の取り決めをしている世帯の養育費受領率は、2011 年から公表。